

○浜田市建築基準法施行細則

平成17年10月1日規則第187号

改正 平成21年3月31日規則第25号

平成27年12月10日規則第45号

平成30年11月30日規則第40号

令和元年9月20日規則第8号

令和2年6月29日規則第40号

令和4年12月16日規則第48号

(趣旨)

第1条 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の施行については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）及び島根県建築基準法施行条例（昭和48年島根県条例第20号。以下「県条例」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(確認申請等の添付図書)

第2条 法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項の規定による通知又は法第86条の8第1項の規定による認定の申請（以下「確認申請等」という。）には、その計画に係る建築物の敷地と県条例第4条に規定する崖との状況を示す断面図を添えなければならない。ただし、当該敷地が宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可を受けたものである場合にあっては、この限りでない。

(名義等変更届)

第3条 法第6条第4項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）又は法第18条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認済証の交付（以下「確認済証の交付」という。）を受けた建築物又は工作物（以下「建築物等」という。）の建築主、設置者又は築造主（以下「建築主等」という。）は、当該建築物等の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、又は建築主等の地位の承継があったときは、名義等変更届（様式第1号）正副各1通を建築主事に提出しなければならない。

2 建築主事は、前項の名義等変更届を受理したときは、その副本に届出済証印を押印し、届出者に送付しなければならない。

(設計変更届)

第4条 確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物等の設計内容に変更(法第6条第1項(法第88条第1項において準用する場合を含む。))の規定により計画の変更の確認の申請を要するもの及び法第18条第2項(法第88条第1項において準用する場合を含む。))の規定により計画の変更の通知を要するものを除く。)をしようとする場合においては、設計変更届(様式第2号)正副各1通に当該変更しようとする設計内容を示す図書を添えて、建築主事に提出しなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(工事取りやめ届)

第5条 確認済証の交付を受けた建築物等の建築主等は、当該建築物の工事を取りやめたときは、工事取りやめ届(様式第3号)を建築主事に提出しなければならない。

(確認申請手数料等の減額)

第6条 浜田市手数料条例(平成17年浜田市条例第70号)第7条第2項の規定は、建築物等が次の各号のいずれかに該当する場合に適用する。

(1) 公共事業の実施のため、補償を受けた建築物等に代わるものとして建築又は築造する場合

(2) 建築物等が災害により滅失し、又は損壊した日から6月以内に被災者自ら使用するために建築し、又は築造するための確認申請をした場合

2 前項の規定により確認又は完了検査申請手数料の減額を受けようとする者は、前項第1号の場合にあっては、公共事業施行者の発行する証明書を、前項第2号の場合にあっては、建築物等の被災地を管轄する市町村長の発行する罹災証明書を確認又は完了検査申請書に添えて提出しなければならない。ただし、完了検査申請手数料の減額を受けようとする者が、既にこれらの証明書を確認申請書に添えて建築主事に提出している場合にあっては、この限りでない。

(工事監理者等の報告)

第7条 建築主(法第6条第1項の規定による確認の申請(以下この項及び次項において、「確認申請」という。))を行う必要のない者及び市町村を除く。)は、工事監理を委託する場合において工事監理者を選任し、又は変更したときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める時期に、工事監理委託状況報告書(様式第4号)を建築主事に提出しなければならない。

- (1) 確認申請をするときまでに工事監理者を選任した場合 確認申請をするとき。
 - (2) 確認申請をした後に工事監理者を選任した場合 工事に着手する前
 - (3) 工事監理者を変更した場合 工事監理者の変更後の速やかな時期
- 2 建築主（確認申請及び法第18条第2項の規定による通知（以下この項において「計画通知」という。）を行う必要のない者並びに前項の規定の適用を受ける者を除く。）は、確認申請又は計画通知をした後に工事監理者を選任し、又は変更したときは、工事に着手する前に（変更の場合にあっては、変更後速やかに）工事監理者報告書（様式第4号の2）を建築主事に提出しなければならない。
- 3 建築主等（法第6条第1項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は法第18条第2項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行う必要のある者に限る。）は、当該確認の申請又は通知をした後に工事施工者を選任し、又は変更したときは、工事に着手する前に（変更の場合にあっては、変更後速やかに）工事施工者報告書（様式第4号の3）を建築主事に提出しなければならない。

（工事監理の報告）

第8条 法第5条の6第4項の規定により、建築士である工事監理者を定めなければ工事をすることができない建築物で、法第6条第4項の規定による確認済証の交付を受けたもの（市町村が建築主である建築物を除く。）の工事監理者は、次の各号に掲げる工事のうち該当する工事に係る工事監理状況報告書（様式第5号）を完了検査申請書に添えて、建築主事に提出しなければならない。

- (1) 杭の工事
 - (2) 基礎の配筋の工事
 - (3) 各階の壁、柱、床及びはり並びに屋根の配筋の工事
 - (4) 柱脚の工事（構造耐力上主要な柱が鉄骨造である場合に限る。）
 - (5) 柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事（構造耐力上主要な柱、はり及び筋かい並びに耐力壁が木造又は鉄骨造である場合に限る。）
- （し尿浄化槽の構造基準の規制強化区域の指定）

第9条 政令第32条第1項第1号の表に掲げる特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、浜田市全域とする。

(道路位置の指定等の申請等)

第10条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路位置指定(変更・廃止)申請書(様式第6号)に、省令第9条に規定する図面及び承諾書のほか、次に掲げる図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 道路の敷地となる土地に係りのある土地の一筆ごとの境界線及び地番を示す図面並びに求積図
- (2) 新設道路及び附属物の横断図、縦断図及び構造図
- (3) 新設道路の敷地となる土地の一筆ごとの登記事項証明書
- (4) 新設道路及びその道路に係りのある土地の公図の写し
- (5) その他市長が必要と認める図書

2 位置の指定を受けた道路を変更し、又は廃止しようとするときは、前項の規定を準用する。この場合において、提出する図書等は、当該変更又は廃止に係る部分に限るものとする。

3 市長は、前2項の規定による申請を承認したときは、その旨を道路位置指定(変更・廃止)通知書(様式第6号の2)により、当該申請者に通知するものとする。

(建築物の許可申請に係る添付図書)

第11条 省令第10条の4第1項に規定する特定行政庁が規則で定める図書は、次のとおりとする。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)
- (3) 各階平面図(縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 省令第10条の4第1項に規定する許可申請書の提出部数は、正本1通及び副本2通とする。

4 第3条、第4条及び第5条の規定は、省令第10条の4第1項の許可関係規定による許可を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき、又は工事を取りやめたときに準用する。この場合において、これらの規定中「建築主事」とあるのは「市

長」と読み替えるものとする。

(建築物の敷地と道との関係の建築の認定申請に係る添付図書等)

第12条 法第43条第2項第1号の規定による認定を申請する場合にあっては、省令第10条の4の2第1項に規定する特定行政庁が規則で定める図書は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書とする。

(1) 省令第10条の3第1項第1号に規定する道（農道等で幅員4.0m以上のもの）である場合 次に掲げる図書

ア 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示すること。）

イ 配置図（縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造、出入口の位置及び各部分の高さ、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低並びに敷地の周囲の道の種類、位置、幅員、敷地と接している部分の長さ及び敷地との高低差を明示すること。）

ウ 各階平面図（縮尺、方位、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。）

エ 2面以上の立面図（縮尺、開口部及び道の位置、最高高さ並びに軒の出の長さ及び高さを明示すること。）

(2) 省令第10条の3第1項第2号に規定する道（位置指定道路の基準を満たすもの）である場合 次に掲げる図書

ア 前号アからエまでに掲げる図書

イ 道の敷地に係る土地の登記事項証明書の写し（地番及び権利者が明示されていること。）

ウ 道の敷地に係る土地の公図の写し（地番及び道路の範囲が明示されていること。）

エ 道の権利者の同意書（申請者と権利者とが異なる場合に限る。）

オ 二次製品を使用する場合にあっては、当該二次製品の仕様書（使用する製品が明示されていること。）

カ 道の平面図（縮尺、方位、道の範囲の境界の位置、境界の標示方法（側溝、縁石、境界杭、鋸、プレート等）、道の丈量図、道の幅員、有効幅員、延長、隅切形状、勾配及び舗装構成、側溝、溜枘、転回広場の位置、形状及び間隔、道の周辺の土地利用計画（宅地の区割図及び面積）、擁壁の位置、高さ及び構造、道が接続する道路の路線名及び有効幅員、道が接続する道路との高低差、道と周辺の土地との高低差、敷地から道路等に至るまでの排水計画を明示すること。）

キ 地積測量図がある場合にあっては、当該地積測量図（道の範囲及び地番ごとの面積が明示されていること。）

ク 標準断面図（道の幅員及び境界の位置、道と敷地との境界の位置及び標示方法、路面の勾配並びに側溝を明示すること。）

ケ 横断面図（道の幅員及び境界の位置、道と敷地との境界の位置及び標示方法、路面の勾配並びに側溝を明示すること。）

コ 縦断面図（道の延長及び勾配並びに転回広場の位置を明示すること。）

サ 擁壁がある場合にあっては、当該擁壁の構造図（擁壁の寸法及び構造を明示すること。）

シ 擁壁がある場合にあっては、当該擁壁の安定計算書（採用した計算規準、設計条件及び安定計算の結果を明示すること。）

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 省令第10条の4の2第1項に規定する認定申請書は、正本1通及び副本1通を提出しなければならない。

4 第3条、第4条及び第5条の規定は、省令第10条の4の2第1項の認定関係規定による認定を受けた建築主が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき、又は工事を取りやめたいときに準用する。この場合において、これらの規定中「建築主事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

（建築面積の敷地面積に対する割合の緩和）

第13条 法第53条第3項第2号の特定行政庁が指定する敷地は、次に掲げる敷地とする。

（1）幅員が4メートル以上の2以上の道路（その幅員の合計が10メートル以上のものに限る。）に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路に接するもの

（2）幅員が4メートル以上の道路、公園又は広場に接する敷地で、その敷地の外周の長さの3分の1以上が当該道路、公園又は広場に接するもの

（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請書等の提出部数）

第14条 省令第10条の16第1項若しくは第2項に規定する認定申請書又は省令第10条の21第1項に規定する認定取消し申請書の提出部数は、正本1

通及び副本 2 通とする。

(制限緩和に係る不適合既存建築物の増築等の届)

第15条 法第86条の7の規定により既存建築物に対する制限の緩和を受けることとなる建築物に係る同条の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の様様替をする建築主は、不適合既存建築物届(様式第7号)に、次に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)
- (2) 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)
- (3) 各階平面図(縮尺、間取、各室の用途並びに壁及び開口部の位置を明示すること。)

(全体計画認定の申請書等の提出部数)

第16条 省令第10条の23第1項に規定する全体計画認定申請書及び省令第10条の24第1項に規定する全体計画変更認定申請書は、正本1通及び副本2通を提出しなければならない。

(特殊建築物等の敷地又は建築物と道路との関係における制限の特例に係る認定申請の添付図書等)

第16条の2 県条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書、第8条第4号又は第9条第1項ただし書の認定を受けようとする者は、建築物認定申請書(様式第7号の2)に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 県条例第6条第1項ただし書若しくは第2項ただし書又は第8条第4号の認定を申請する場合 次に掲げる図書(イからエまでに掲げる図書にあっては、島根県建築基準法施行条例認定基準(平成23年建第360号。以下「県認定基準」という。)に適合していることが判断できる内容を記載したもの)

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地境界線、敷地内における建築物の用途、延べ面積、位置、構造、出入口の位置及び各部分の高さ、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置、土地の高低並びに敷地の周囲の道、通路その他空地の配置(道及び通路にあっては接道の長さ及び幅員、空地にあっては寸法及び面積)を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、方位、間取及び各室の用途を明示すること。)

エ 2面以上の立面図(縮尺、軒及びひさしの出並びに軒及び建築物の

高さを明示すること。)

(2) 県条例第9条第1項ただし書の認定を申請する場合 次に掲げる図書(イ及びウに掲げる図書にあっては、県認定基準に適合していることが判断できる内容を記載したもの)

ア 付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示すること。)

イ 配置図(縮尺、方位、敷地内における建築物の位置並びに敷地に接する道路の位置及び幅員を明示すること。)

ウ 各階平面図(縮尺、方位、間取及び各室の用途を明示すること。)

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する図書のほか、他の図書の提出を求めることができる。

3 第1項の建築物認定申請書は、正本1通及び副本3通を提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請に対して認定を行ったときは、建築物認定通知書(様式第7号の3)により当該申請者に通知するものとする。

5 第3条、第4条及び第5条の規定は、前項の認定を受けた者が、当該建築物の工事完了前に、その氏名若しくは住所に変更があったとき、その地位の承継があったとき、当該建築物の設計内容を変更しようとするとき、又は工事を取りやめたいときに準用する。この場合において、これらの規定中「建築主事」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(取下届)

第17条 法、政令、省令、県条例及びこの規則の規定により市長又は建築主事に申請書を提出した者は、当該申請を取り下げようとするときは、取下届(様式第8号)を提出しなければならない。

(積雪荷重)

第18条 政令第86条第3項の規定により特定行政庁が定める数値は、次の表の(い)欄に掲げる区域の区分に応じ、(は)欄に掲げる標高の区域においては(ろ)欄に掲げる数値とし、(は)欄に掲げる標高の区域以外の区域においては(に)欄に掲げる数値とする。

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
区域		垂直積雪量(単位 メートル)	標高(単位 メートル)	垂直積雪量(単位 メートル)
浜田 旧浜田市の 区域		0.68	20	$(L - 20) \times 0.0036 + 0.68$

市	旧金城町の区域	1.27	210	$(L - 210) \times 0.0036 + 1.27$
	旧旭町の区域	1.42	273	$(L - 273) \times 0.0036 + 1.42$
	旧弥栄村の区域	1.82	375	$(L - 375) \times 0.0036 + 1.82$
	旧三隅町の区域	0.57	11	$(L - 11) \times 0.0036 + 0.57$

備考

- この表において、Lは建築場所の標高（単位 メートル）を表すものとする。
- 旧市町村の区域は、浜田市のうち旧浜田市の区域、旧金城町の区域、旧旭町の区域、旧弥栄村の区域及び旧三隅町の区域は平成17年9月30日現在のものである。

- 政令第86条第2項ただし書の規定による多雪区域は、前項の垂直積雪量が1メートル以上の区域とする。
- 前項の多雪区域における積雪の単位荷重は、次の表の数値以上としなければならない。

垂直積雪量 (単位 センチメートル)	積雪1センチメートル当たりの単位荷重 (単位 1平方メートルにつきニュートン)
100	20
150	28
200	30
250	32
300	33
400以上	35

ただし、中間値は、直線的に補間する。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- この規則の施行の日の前日までに、合併前の浜田市建築基準法施行細則（平成10年浜田市規則第4号）の規定によりなされた手続その他の行為は、

この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年3月31日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年12月10日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年11月30日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年9月20日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年6月29日規則第40号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月16日規則第48号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">名 義 等 変 更 届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">浜田市長 (建築主事) 様</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0 0 100px;">届出者 住 所 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">次のとおり建築主(設置者、築造主)の名義等を変更したので届け出ます。</p>			
1	許可(認定、確認、通知)年月日及び番号	年 月 日 第 号	
2	変更後の住所氏名	電話() ー	
3	変更前の住所氏名	電話() ー	
4	理 由		
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第2号(第4条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">設 計 変 更 届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">浜田市長 (建築主事) 様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0 0 100px;">届出者 住 所 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0 0 20px;">年 月 日第 号で許可(認定、確認、通知)された建築物等について次のとおり設計変更をしたいので届け出ます。</p>			
1 建築主等の住所氏名	電話() ー		
2 建築場所			
3 許可(認定、確認、通知)年月日及び番号	年 月 日 第 号		
4 設計者の資格、住所、氏名 建築士事務所名	() 建築士 () 登録第 号 住所 氏名 () 建築士 () 登録第 号 事務所 電話() ー		
5 変更内容	項 目	変 更 前	変 更 後
※ 受付欄		※ 処理欄	

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第3号(第5条関係)

<p>工 事 取 り や め 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>浜 田 市 長 (建 築 主 事) 様</p> <p style="text-align: right;">届 出 者 住 所 氏 名</p> <p>許可(認定、確認、通知)を受けた次の建築物等の工事を取りやめたいので届け出ます。</p>			
1 建築主等の住所氏名	電話() —		
2 許可(認定、確認、通知) 年月日及び番号	年 月 日 第 号		
3 敷地の地名・地番			
4 建築物等の用途			
※ 受 付 欄		※ 処 理 欄	

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第4号(第7条関係)

工事監理委託状況報告書						
建築主事 様			年 月 日			
			報告者 住所 氏名			
次のとおり工事監理者を選任(変更)したので報告します。						
1 確認年月日及び番号		年 月 日 第 号				
2 敷地の地名地番						
3 建築物の用途						
4 選 任 (変更後)	建築士法第24条の8の書面交付状況等	交付を受けた年月日		年 月 日		
		建築士事務所の名称、郵便番号、所在地及び電話番号並びに開設者の氏名		()建築士事務所()登録第 号 電話() —		
		工事監理者の資格及び氏名	①	()建築士 ()登録第 号		
			②	()建築士 ()登録第 号		
			③	()建築士 ()登録第 号		
工事監理の実施期間及び方法						
5 解 任	工事監理者の資格及び氏名並びに建築士事務所の名称		()建築士 ()登録第 号			
			()建築士事務所()登録第 号			
			()建築士 ()登録第 号			
			()建築士事務所()登録第 号			
※受付欄			※決裁欄			
			※処理欄			

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 4欄は、建築士法第24条の8の規定により交付を受けた書面に記載されている内容及びその他の必要事項を記入してください。なお、建築士法第24条の8の規定により交付を受けた書面の写しを添付すれば、書面に記載のある事項は、4欄には記入する必要はありません。
- 3 4欄の開設者の氏名は、開設者が法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。
- 4 工事監理者が2人以上のときは、代表となる工事監理者を4欄の①に記入してください。
- 5 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。

様式第4号の2(第7条関係)

工 事 監 理 者 報 告 書					
					年 月 日
建築主事 様		報告者 住所 氏名			
次のとおり工事監理者を選任(変更)したので報告します。					
1 確認年月日及び番号		年 月 日 第 号			
2 敷地の地名地番					
3 建築物の用途					
4 選 任 (変 更 後)	工事監理者の資格及び氏名並びに建築士事務所の名称、郵便番号、所在地及び電話番号	①	() 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号	() 登録第 号
			() 建築士事務所 電話() —	() 建築士 () 登録第 号	() 登録第 号
		②	() 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号	() 登録第 号
		③	() 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号	() 登録第 号
			() 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号	() 登録第 号
			() 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号	() 登録第 号
			() 建築士 () 登録第 号	() 建築士 () 登録第 号	() 登録第 号
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 処 理 欄	

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
 2 工事監理者が2人以上のときは、代表となる工事監理者を4欄の①に記入してください。
 3 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。

様式第4号の3(第7条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">工 事 施 工 者 報 告 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">建築主事 様</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">報告者 住所 氏名</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり工事施工者を選任(変更)したので報告します。</p>			
1 確認年月日及び番号	年 月 日 第 号		
2 敷地の地名地番			
3 建築物の用途			
4 選 任 変 更 後	工事施工者の氏名、営業所名、郵便番号、所在地及び電話番号	建設業の許可()第 号	電話() —
5 変 更 前	工事施工者の氏名、営業所名、郵便番号、所在地及び電話番号	建設業の許可()第 号	電話() —
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄	
		※ 処 理 欄	

注 1 ※印欄は、記入しないでください。

2 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。

様式第5号(第8条関係)

工事監理状況報告書					
年 月 日					
建築主事 様					
工事監理者 住所 氏名					
()建築士 ()登録第 号					
()建築士事務所()登録第 号					
電話() —					
次のとおり工事監理状況を報告します。					
1	建築主の住所氏名				
2	建築物の名称及び所在地				
3	工事施工者の住所氏名				
4	建築物の用途及び構造				
5	確認年月日及び番号	年	月	日	第 号
6	工事完了予定年月日	年	月	日	
7	委託を受けた 工事監理の期間				
8	第8条各号に掲げる 工事の工事監理の状況	別紙のとおり			
※ 受 付 欄		※ 決 裁 欄		※ 処 理 欄	

- 注 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 工事監理者が2人以上のときは、報告者は、代表となる工事監理者としてください。
- 3 欄内に記入しきれないときは、別紙に記入して添付してください。
- 4 工事監理を委託せずに建築主自ら行う場合は、7欄は、工事監理の予定期間を記入してください。

別紙

工 事 の 内 容			
確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 を 行 っ た 工 事 監 理 者 の 資 格 及 び 氏 名	() 建 築 士 () 登 録 第 号
確 認 事 項			
工 事 監 理 者 が 確 認 し て い る 状 況 を 示 す 写 真			
工 事 の 内 容			
確 認 年 月 日	年 月 日	確 認 を 行 っ た 工 事 監 理 者 の 資 格 及 び 氏 名	() 建 築 士 () 登 録 第 号
確 認 事 項			
工 事 監 理 者 が 確 認 し て い る 状 況 を 示 す 写 真			

様式第6号(第10条関係)

(表)

道路位置指定(変更・廃止)申請書								
						年 月 日		
浜田市長 様				申請者 氏 名				
建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定(変更・廃止)を申請します。								
1 申請者住所氏名		電話() —						
2 道 路 の 位 置	ア 用途地域	地域		ウ その他の区域・地域・地区				
	イ 防火地域	地域		エ 都 市 計 画 関 係			有・無	
	オ 地名・地番	地目	面 積		土地関係有権者		建築物(工作物) 関係有権者	
					所有者	借主	所有者	借主
				m ²				
				m ²				
				m ²				
				m ²				
				m ²				
				m ²				
			m ²					
3 道 路	ア 道路番号	イ 幅 員		ウ 延 長		エ 道路標示方法		
		m		m				
		m		m				
4	工事着手 (予定)の日	年 月 日		5 工事完了 (予定)の日	年 月 日			
※ 受 付 欄		※ 備 考						
※ 指 定 番 号		第 号		※ 指 定 年 月 日		年 月 日		

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第6号の2(第10条関係)

道路位置指定(変更・廃止)通知書							
						年 月 日	
様						浜田市長 印	
この申請の道路は、指定(変更・廃止)したから通知します。							
1 申請者住所氏名		電話() —					
2 道 路 の 位 置	ア 用途地域	地域	ウ その他の区域・地域・地区				
	イ 防火地域	地域	エ 都市計画関係				有・無
	オ 地名・地番	地目	面積	土地関係有権者		建築物(工作物)関係有権者	
				所有者	借主	所有者	借主
				m ²			
				m ²			
				m ²			
				m ²			
				m ²			
				m ²			
			m ²				
3 道 路	ア 道路番号	イ 幅員	ウ 延長		エ 道路標示方法		
		m	m				
		m	m				
		m	m				
4 工事着手(予定)の日	年 月 日	5 工事完了(予定)の日	年 月 日				
※備考							
※ 指定番号	第	号	※ 指定年月日	年 月 日			

注 ※印欄は、記入しないでください。

様式第7号(第15条関係)

不適合既存建築物届									
浜田市長 様					年 月 日				
申請者 住所 氏名									
建築基準法第86条の7の規定により、既存建築物に対する制限の緩和を受けることとなる建築物を届け出ます。									
1 所有者住所氏名			電話() ー						
2 管理者又は占有者住所氏名			電話() ー						
敷地の位置	3 ア 地名・地番				※ 4 その他の区域・地域・地区				
	イ 用途地域								
	ウ 防火地域		準防火・指定なし						
5 主要用途									
6 敷地面積					m ²		※ 9 敷地面積との比		
7 建築面積					m ²		%		
8 延べ面積					m ²		%		
建物の内容	10 用途	階数	建築面積	延べ面積	作業場の床面積	構造	屋根	外壁	防火壁の有無
			m ²	m ²	m ²				
			m ²	m ²	m ²				
			m ²	m ²	m ²				
11 原動機	種類		出力	台	運転機械	12 危険物	種類		数量
13 不事適合項									
※14 調査欄 上記既存建築物を現地調査した結果、事実に相違ありません。 <div style="text-align: right;">年 月 日</div> 調査員 職氏名									

注 ※印欄は、記入しないでください。

建築物認定申請書

年 月 日

浜田市長 様

申請者 住所
氏名

島根県建築基準法施行条例の規定による認定を申請します。

(第6条第1項ただし書、第6条第2項ただし書、第8条第4号、第9条第1項ただし書)

1 建築主住所氏名		電話 () -			
2 代理人住所氏名		電話 () -			
3 敷地の位置	ア 地名・地番	浜田市			
	イ 用途地域	地域	エ その他の区域・地域・地区・又は街区		
	ウ 防火地域	<input type="checkbox"/> 準防火、 <input type="checkbox"/> 22条、 <input type="checkbox"/> 指定なし			
4 主要用途				6 敷地面積	m ²
5 工事種別		<input type="checkbox"/> 新築、 <input type="checkbox"/> 増築、 <input type="checkbox"/> 改築、 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更、 <input type="checkbox"/> 大修繕、 <input type="checkbox"/> 大模様			
建築物の面積		申請部分	申請以外の部分	合計	9 敷地面積との割合
7 建築面積		m ²	m ²	m ²	%
8 延べ面積		m ²	m ²	m ²	%
10 工事着手予定日		年 月 日		11 工事完了予定日	年 月 日
12 申請に係る建築物	ア 高さ	地上	m	地下	m
	イ 階数	地上	階	地下	階
	ウ 構造	<input type="checkbox"/> 木造、 <input type="checkbox"/> S造、 <input type="checkbox"/> RC造、 <input type="checkbox"/> SRC造、 <input type="checkbox"/> その他 ()		エ 耐火建築物等	
13 道路・空地等の状況	ア 敷地が接する道路の幅員	m			
	イ 接道の長さ	m	ウ 敷地の周長	m	
	エ 空地等の状況				
14 その他必要な事項					
※ 受付欄	市町村	県土整備事務所・支庁	土木部建築住宅課	※ 認定欄	年 月 日
					第 号

注 ※印欄は、記入しないでください。

指 令 番 号
年 月 日

様

浜田市長



建築物認定通知書

年 月 日付けで申請のありました下記の建築物について、島根県建築基準法施行条例第 条第 項第 号の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

- 1 申請年月日 年 月 日
- 2 建築場所 浜田市
- 3 建築物の概要
 - (1) 主要用途
 - (2) 工事種別
 - (3) 構造
 - (4) 申請部分の延べ面積 m²
 - (5) 申請に係る建築物の数

（注意）この通知書は、大切に保存しておいてください。

様式第8号(第16条関係)

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">取 下 届</p> <p style="margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">浜 田 市 長 (建 築 主 事) 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">届 出 者 住 所 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0;">次の申請は、都合により取り下げたいので届け出ます。</p>	
1 申請者住所氏名	電話 () —
2 敷地の地名・番地	
3 建築物の用途	
4 申請書名及び提出 年 月 日	年 月 日
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄

注 ※印欄は、記入しないでください。